

ほけんだより

臨時号

しろう
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

令和4年2月22日 宇都宮市立城山西小学校

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の急激な感染拡大は歯止めをかける様子もなく、栃木県においても「まん延防止等重点措置」が3月6日（日）まで延期されました。

今回の第6波は子供への感染が増えており、本校でも今まで以上に感染予防対策に力を入れて取り組んでいるところです。何度もお願いしていることではありますが、今後ともご家庭のご協力をよろしくお願いいたします。

◎毎日の健康観察の徹底をお願いします 休日も「健康観察カード」の記入を！

登校時はもちろんのこと、休日もご家庭での健康観察をお願いいたします。発熱等の風邪の症状がある場合には登校を控えていただき、また、同居の家族に風邪症状がみられる場合も同様をお願いいたします。

また、子どもが感染してしまった場合、高熱は一日のみで、次の日には元気に過ごしていたという話をよく聞きます。休日に発熱した場合、次の日はご家庭で様子を見ていただき、可能な限りPCR検査を受けていただけるようご協力をよろしくお願いいたします。



学校で発熱を確認すると……

保健室では、熱のあるお子さんを看る時には、保護者の方のお迎えが来るまで、このような防護をして対応をしなければなりません。コロナ禍前は、おでこに手を当て、手首の脈を測り、子どもの目線での対応を心がけていたのですが、その当たり前ができなくなってしまいました。病気の子どもに関わる養護教諭としてとても悲しいことです。

子どもの急な発熱はよくある事ですが、子どもと接するときにはこのような格好をすることがないように、御家庭での朝の健康観察をしっかりといただき、平熱よりも体温が高い時や、いつもと様子が違うなと感じた時には、ぜひご家庭で様子を見ていただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

不織布マスクの着用のご協力を！

厚生労働省より、感染予防には布マスクよりも不織布マスクを推奨されております。今では子供用の不織布マスクも多く販売されております。

マスクから鼻が出ている子をよくみかけます。ゴムを短くするなど、マスクが下がらない工夫をお願いします。



ワイヤーをフィットさせる



汚れたら清潔な物に替えられるように、予備のマスクを持たせてください。

◎PCR 検査・抗原検査が受けられます。 <栃木県 HP より抜粋>

栃木県においては、感染拡大の傾向が見られるとき（警戒度レベル 2 以上を想定）等に、知事からの検査の受検の要請に応じて検査を受検する住民の方（無症状者に限る）を対象に無料で検査を受けることができます。宇都宮市においては薬局や医療機関など 47 か所の検査拠点があります。（詳しくは栃木県 HP をご覧ください。） **【注意】以下の方は無料検査の対象となりません。**

- 発熱などの症状がある方 ⇒ かかりつけ医や「発熱外来」などにご相談ください。
- 濃厚接触者の方
- 陽性者と同居されている方
- 職場や学校等で陽性者が発生し、職場や学校等から陽性者と「濃厚に接触した者」として特定され、自宅待機を要請されている方

※事業実施期間 ⇒知事が要請する期間（令和 4 年 1 月 4 日から令和 4 年 3 月 31 日）

発熱等のかぜ症状がある場合は、基本的にはかかりつけ医の受診をお願いしていますが、検査キット不足で検査が実施できない場合もあります。また、抗原検査で陰性であっても PCR 検査では陽性だったという事例もあります。

PCR 検査は無症状でも感染の有無を確認することができ、抗原検査よりも精度が高いと言われています。

発熱時には、できる限り PCR 検査を受けていただきますようお願いします。



例えば・・・宇都宮記念病院の場合（学校医の藤垣先生は宇都宮記念病院の Dr です）・・・

- 無症状で、学校や身近な人にコロナ感染者が発生し、感染を心配する人
⇒ 宇都宮記念病院 PCR センター TEL 028-600-6015
- 発熱等のかぜ症状がある人 ⇒ 宇都宮記念病院 発熱外来 TEL 028-622-1991

◎濃厚接触者とは・・・

患者の感染可能期間内（発症日の 2 日前から、診断後に隔離などをされるまでの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する人とされています。（国立感染研究所「積極的疫学調査実施要領」より）

1. 患者と同居、あるいは長期間の接触（車内、航空機など）があった人
2. 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した人
3. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
4. その他、手で触れることのできる距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防等（マスクなど）なしで 15 分以上接触があった人（周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の可能性を総合的に判断する）

濃厚接触者の待機期間は、感染者と接触した日を 0 日として翌日から 7 日間（8 日目解除）とします。

また、陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間は、当該同居家族等が社会機能維持者であるか否かにかかわらず、当該陽性者の発症日または当該陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を 0 日目として 7 日間（8 日目解除）とします。